

最上消費生活センターニュース 4月号

令和3年4月1日発行

賃貸住宅の退去トラブルに 注意しましょう!



就職や転勤で賃貸住宅を退去することが多くなるシーズンです。消費生活センターには、退去トラブル等の相談が多く寄せられます。トラブルに遭わないよう事例とアドバイスを紹介しますので参考にしてください。

【相談事例】

大学生の息子が賃貸アパートを退去することになった。壁や床等の補修費用等で合計23万円になり、敷金8万円を差し引いた15万円を請求された。請求書の内容に納得がいかず、「入居時は壁や床は新品ではなかった」と不動産屋に言ったら、「新品だった」と言われた。

《アドバイス》

- ◎入退去時は必ず立ち合い、最初からあった傷や壁紙の汚れ等は写真等で証拠を残しておきましょう。
- ◎入居前には必ず契約書を確認しましょう。分からない事柄は納得がいくまで説明を受け、退去時の決まり事も含めてよく理解したうえで署名をするようにしましょう。
- ◎退去時に修繕費を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は家主側に十分な説明を求めましょう。



原状回復について

「原状回復」とは、入居時の状態に戻すことです。ただし、日焼けなどの経年劣化、通常使用による傷みについては貸主の負担とされています。故意や不注意によって生じた損耗、キズ等の破損部分を借主が負担します。【原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省）】より

「引っ越しサービスのトラブル」については、

HP「最上消費生活センター情報」から、R2年2月号をご覧ください。

山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか？

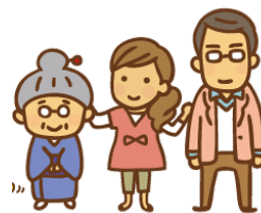
「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域からの情報を消費生活センターに情報提供していただいたりするボランティアです。

【応募資格】 次のア、イを満たす方であれば応募できます。

ア 消費生活や消費者問題に関心のある方

イ 満18歳以上で山形県内で活動できる方

※資格や経験は問いません。(学生も可能です。)



【委嘱期間】 委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度末まで

【活動内容】 消費生活サポーターには、それぞれの知識や経験に合わせて、自分でできる活動をお願いしています。

〈活動例〉 ・地区の回覧板などで毎月のセンターニュースの回覧
・地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットの配布
・県内で行われる消費生活に関する研修会への参加
・消費生活に係る出前講座及び学習会等の講師

【研修会など】 新規サポーター委嘱状交付式・全体研修会(7月頃、山形市内)
消費生活リーダー研修会(秋頃、各総合支庁)

【お問い合わせ】 山形県消費生活センターまで(随時受け付けています。)

TEL 023-630-3237

～ お気軽にお問い合わせください。～

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】

依頼書のFAXかお電話で。



4月・5月の無料法律相談会

4月 6日(火) 13:30～15:30

5月11日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイス^{無料}で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

最上消費生活センター 0233・29・1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。